ID:　103

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 違反行為の中止命令等 |
| **例規名<br>根拠条項** | 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例　第18条 |
| **例規番号** | 平成19年条例第13号 |

**【根拠条文】**

（勧告及び命令）

第18条　市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができる。

(1)　第10条の規定に違反してたばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置した者

(2)　第11条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない事業者

(3)　第12条の規定に違反して犬を鎖等により制御せず、又は犬のふんを回収しなかった者

(4)　第13条の規定に違反して夜間に花火をした者

(5)　第13条の3の規定に違反して花火禁止区域内で花火を禁止された時間に花火をした者

(6)　第14条の規定に違反して落書きをした者

(7)　第15条の3の規定に違反してバーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者

(8)　第15条の5の規定に違反してプレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者

**【基準】**

根拠条文に同じ。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 平成28年4月1日 | **最終変更年月日** | 令和5年4月1日 |